

令和4年7月20日

制服・制帽に関する「生活のきまり」の変更について

安楽川小学校

気温の変化に順応した服装（クールビズ及びウォームビズ）の促進、及びジェンダー平等の観点から、男女ともに、適宜、制服を選択して着用することができるよう、制服・制帽に関する「生活のきまり」を下記のとおり変更します。

記

1 制服・制帽の選択

○ 制服(上)……規定のブレザーを着用【変更ありません】

○ 制服(下)

……年間を通し、規定の半ズボン（4分丈・5分丈）・スカート、及び市販の長ズボン（濃紺系・黒系に限る）又は規定の半ズボンと同色・同質の長ズボン(制服販売店で購入できる)の3種類から、男女共にいずれかを選択して着用。

ただし、これまで防寒対策として着用していた長トレパンについては、衛生的観点から好ましくないとの指摘があり「不可」とします。
また、スカート下に半トレパンを常時着用するのも同様の理由で「不可」とします。（ただし、掃除などの際の一時的着用、及びスカート丈に収まる下履きはの着用は「可」とします。）

【参考】規定の半ズボンは、これまでは3分丈のものでしたが、現在、既に4分丈のものに切替わってきているとのこと。更に裾丈の長い5分丈のものもあります。（従来品とほぼ同じような価格とのこと。）



3分丈 → → 4分丈 → → 5分(ハーフ)丈
【約5cm長い】 【更に約3cm長い】



既に、「男女兼用」として、市販されている例もあります。

- 制 帽……規定のキャップ型・ハット型の2種類から、男女共にいずれかを選択し着用
- 中 着（上着の下に着るシャツ）
 - ……襟付きの白色シャツを着用【変更ありません】
（ポロシャツ型・Yシャツ(カッターシャツ)型のいずれでも構いません。）
 - * 夏服に衣替えした後は、このシャツが制服代わりとなります。
（左胸に規定の名札を付けてください。）

2 衣替え

	夏 服	冬 服
期 間	6月～9月末	10月～翌5月末
基準日	6月1日	10月1日
備 考		登下校時、防寒着・手袋の着用を可とします。

- * 夏服・冬服ともに、左胸に規定の名札付ける。
- * 例年の気温上昇等の状況から、概ね次のとおりの移行期間を設けます。
（移行期間のお知らせはその都度行います。）

◆ 冬服から夏服への衣替え

冬服期間 5月31日まで

冬服を基本としますが、その日の気温やお子さんの体調に合わせて夏服でも「可」とします。また、学校からも気温上昇等の状況を判断し、夏服への移行時期をお知らせします。

6月1日（衣替え基準日）以降

夏服での登校とします。

ただし、その日の気温やお子さんの体調に合わせて冬服でも「可」とします。
（また、冷房への対応策として、授業中、長袖の上着を羽織るのは「可」）

◆ 夏服から冬服への衣替え

夏服期間 9月30日まで

夏服を基本としますが、その日の気温やお子さんの体調に合わせて冬服でも「可」とします。

10月1日（衣替え基準日）～10月30日

冬服での登校としますが、その日の気温やお子さんの体調に合わせて夏服でも「可」とします。

11月1日（木）以降

冬服での登校とします。